

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果が あると判断する地方 単独事業	短期業務支援委託費(物価高騰対応 重点支援地方創生臨時交付金関係)	①本県各部署で実施する物価高騰関係事業における業務委託(人材派遣)につき、業務の繋関に合わせた柔軟な職員配置を行い、各部署での個別契約より効率的な人材活用及び業務遂行を実現するもの。 ②委託料、使用料 ③以下のとおり ＜委託料＞ ・派遣職員(一般事務)3人_1時間当たり単価@2,530×7.75h×200人日 ＝3,921,500円改め3,922千円 ＜使用料＞ ・パソコンリース費用 3式 278千円 ④各物価高騰関係事業における対象者	R7.8	R8.2
2	②エネルギー・食料 品価格等の物価高 騰に伴う子育て世帯 支援	私立学校運営費補助(給食食材費等 高騰対策)	①②食材等の価格高騰の影響を受ける私立学校の学校給食について、私立学校の経営安定化、児童生徒等の健全な育成等を目的に国庫補助(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)を活用し補助するもの。 ③ ・完全給食及び給食:約2,629千食×1食当たり単価@ 29円≒76,220千円 ・補食給食:約77千食×1食当たり単価 @13円≒992千円 ・ミルク給食:約107千食×1食当たり単価@ 9円≒963千円 計78,175千円改め78,000千円 ④私立学校137校(園)	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通 じた生活者支援	LPガス料金負担軽減支援事業(LPガ ス料金負担軽減支援事業費)	①物価高騰が続いていることから、補助事業者を通じてLPガス販売事業者の値引きの原資を補助することにより、LPガス消費者の料金負担を軽減するもの。 ②補助金 ③ (イ)間接補助事業者の値引き原資の支援 @1,300円×3か月分×補助率50%×減額率41%×512,000世帯＝409,600千円 (ロ)間接補助事業者の値引き実施のための経費支援 固定費25,000円×490事業者+@140円×512,000件(値引き実施件数) ＝83,930円 改め83,900千円 (ハ)補助事業者が事業を行うための経費 22,000千円(交付対象外経費は含まない) (イ)～(ハ)計:515,500千円(うち一般財源148,879千円) ④LPガス事業者	R7.7	R8.3
4	①エネルギー・食料 品価格等の物価高 騰に伴う低所得世帯 支援	フードバンク支援事業	①物価や人件費の上昇、寄付食品の配送経費の増加等により、フードバンク活動の運営が厳しくなっていることから、国の交付金を活用し、活動経費の補助率を10割に高上げするとともに、補助上限額の引き上げを行い、生活に困窮し食料が不足している世帯への食料支援を行うフードバンク活動団体の活動を支援するもの。 ②フードバンク活動団体の活動経費(配送経費、光熱水費、人件費等) ③A補助率の高上げ(1/2→10/10)、B補助上限の拡充(+1,000千円) ・通常分【11,400千円】8団体(A及びB、補助上限(最大)2,000千円→5,000千円、Bは2団体分を計上) ・特定地域【2,500千円】5団体(Aのみ、補助上限500千円→1,000千円) ④フードバンク団体等	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育 施設、学校施設、公 衆浴場等に対する物 価高騰対策支援	老人福祉施設等原油価格・物価高騰 対策事業	①エネルギー価格等の高騰下における高齢者施設の安定的な介護サービスの提供を支援するため。 ②補助金 ③補助金 30,100千円 訪問系 7,000円/台×4,306台＝30,142千円 端数調整 ▲42千円 ④高齢者施設(訪問系 ※仙台市、市町村立除く。)	R7.4	R8.3
6	⑤医療・介護・保育 施設、学校施設、公 衆浴場等に対する物 価高騰対策支援	保育施設等原油価格高騰対策事業	①昨今の原油価格・物価高騰に伴い、光熱費等のかかり増し経費が生じる認可外保育施設への支援を行うことにより、保育機能の維持を図るもの。 ②補助金 ③8,000千円(認可外保育施設(80施設)の定員1600人×1人につき5,000円(交付対象外経費は含まない) ④対象施設(仙台市を除く)認可外保育施設	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等原油価格高騰対策事業	①原油価格や電気・ガス料金・食料品等を含む物価高騰の影響を受ける児童養護施設等について、施設運営に支障が生じないよう、光熱費高騰分の負担軽減のため補助を行うもの。 ②児童養護施設等の光熱費等かかり増し経費 ③里親以外の施設900円×12月×214人(定員又は世帯)+里親900円×12月×75人(委託児童数)=3,121,200円 改め3,100千円 ④県所管の児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム、母子生活支援施設及び里親	R7.4	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等食費負担軽減事業	①原油価格や電気・ガス料金・食料品等を含む物価高騰の影響を受けた児童養護施設等について、施設運営に支障が生じないよう、食料品高騰分の負担軽減のため補助を行うもの。 ②児童養護施設等の食材料費等かかり増し経費 ③里親以外の施設5,000円×12月×194人(定員)+里親5,000円×12月×75人(委託児童数)=16,140,000円 改め16,100千円 ④県所管の児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び里親	R7.4	R8.3
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設原油価格・物価高騰対策事業	①原油価格・物価高騰等に直面している障害福祉施設の運営費を支援することにより、事業継続、サービス提供の質の維持を図るもの。 ②対象経費:食材費、冷暖房費、ガソリン代等のかかり増し経費への支援51,300千円 ③・通所系(障害児のみ)19千円/定員1人×2,412人=45,791千円(端数調整) ・訪問・相談系7千円/車両1台×787台=5,509千円(交付対象外経費は含まない) ④県内(仙台市除く)の障害福祉サービス事業所等を運営する法人	R7.4	R8.3
10	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等特別高圧電気料金支援事業	①電気料金の高騰により、厳しい経営環境に置かれている特別高圧での受電を行う中小企業等に対して、使用電力量に応じた補助を行うことにより、負担軽減を図るもの。 ②特別高圧で受電している事業者への補助金 ③電力補助金 ・令和7年7月分:14,100kWh×1.0円×1.1=15,510千円 ・令和7年8月分:13,699kWh×1.2円×1.1=18,083千円 ・令和7年9月分:13,498kWh×1.0円×1.1=14,848千円 計 48,441千円 改め 50,000千円 ④特別高圧での受電を行う中小企業等	R7.7	R8.3
11	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	学校給食米価高騰対策緊急支援事業	①物価高騰により米飯給食の材料費が高騰していることから、みやぎ米飯学校給食支援方式により提供する米穀について、供給価格の高騰に伴う掛かり増し経費の一部を補助する。 ②県内市町村等が連携して実施する「みやぎ米飯学校給食支援方式」に基つき、学校給食向け米穀(本県産ひとめぼれ1等米)を供給するに当たり、令和6年度産米の供給価格の高騰による学校給食現場の負担緩和を目的として、加入市町村及びJAグループ宮城が負担する掛かり増し経費 a. 宮城県農業協同組合中央会(小計63,220千円) (25,420-21,000)円×28,623俵+(25,620-21,000)円×6,488俵=156,500千円 既存スキーム分控除 = △50,000千円 差引 既存スキーム超過額 = 106,500千円 -① 既存スキームでの県負担額 = 10,000千円 -② ①×1/2+ ② = 63,250千円 改め63,220千円 b. 支援方式未加入の市(小計580千円) 支援方式に加入していた場合の、R7.4-R8.3までの既存スキーム超過額 2,248円×510俵×1/2(規模が近い市の数値を準用) 合計(a+b) 63,800千円 ④宮城県農業協同組合中央会等	R7.4	R8.3
12	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産生産資材価格高騰対策緊急経営支援事業	①円安等の影響による配合飼料価格の高騰により、経営に影響が出ている畜産経営体に対して、緊急的に掛かり増し経費を支援することにより、営農継続を支援する。 ②畜産経営体に対して、配合飼料価格上昇分の一部を支援するもの。 ③配合飼料価格高騰対策(計255,000千円) (1)負担増加額の一部を補助 ・事業費254,000千円(=2,000円/t×127,000t) ・事務費1,000千円(上記支援に係る経費(振込手数料等)(交付対象外経費は含まない)) ④畜産経営体	R7.7	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	酪農光熱動力費高騰対策事業	①原油や配合飼料価格等生産資材の高騰により、経営に影響が出ている酪農経営体に対して、緊急的に掛かり増し経費を支援することにより、営農継続を支援する。 ②酪農経営体に対して、光熱動力費上昇分の一部を支援するもの。 ③光熱動力費高騰対策(計50,000千円) (1) 2歳以上 ・4,000円/頭×県内経産牛11,976頭=47,904千円 (2) 1才以上2才未満 ・800円/頭×県内乳用雌牛2,000頭=1,600千円 (3) 事務費496千円 ・上記支援に係る通信運搬費(50千円×3団体 150千円)、振込手数料(500円×350戸=175千円、消耗品費171千円(交付対象外経費は含まない)) ④ 酪農経営体	R7.7	R8.3
14	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	養殖業物価高騰対策事業	(1) 飼料価格高騰対策 ①飼料価格の高騰により経営悪化が懸念される宮城県内の養殖業者に対して、配合飼料購入量に応じた支援を行い、飼料価格高騰の影響緩和を図る。 ②配合飼料購入量1kgにつき4.0円を助成(申請者が設定する直近の管理期間(最大1年間)) ③対象期間の配合飼料購入量(推計)×助成単価 ＝約4,800,000kg×4.0円/kg＝19,200千円 ④「宮城県内で区画漁業権に基づき海面で養殖業を営む者」及び「宮城県内に事業所(支店も可)を有し内水面で養殖業を営む者」 (2) 包材価格高騰対策 ①宮城県内において養殖業を営む漁業者が物価高騰に伴う養殖用資材の上昇により、生産経費の大幅な増加を招いており、経営悪化が懸念される。本県の養殖生産物の多くは漁業協同組合が行う共販制度により出荷されており、流通過程で必要となる専用の包材(組合が仕入れて生産者に販売)についても高騰していることから、その掛かり増し経費を支援することで、漁業者負担の軽減を図る。 ②漁業協同組合の共販事業で使用される包材の掛かり増し経費 カキ出荷容器、出荷容器用ラベル、発泡スチロール、ノリ段ボール、ワカメ段ボール、コンブ段ボール、各種ポリ袋、段ボール内の中敷等 ③共販事業で利用される包材使用量×掛かり増し経費 ・カキ出荷容器:137,000個×50円/個≒6,850千円 ・カキ発泡スチロール:5,300個×31円/個≒164千円 ・カキラベル:137,000枚×4.2円/枚≒575千円 ・カキポリ袋:161,000枚×7.13円/枚≒1,148千円 ・ノリダンボール:80,000個×75円/個≒6,000千円 ・ノリ中敷き:177,000枚×7円/枚≒1,239千円 ・ノリポリ袋:94,000枚×21円/枚≒1,974千円 ・ワカメダンボール:122,000個×56円/個≒6,832千円 ・ワカメポリ袋:137,100枚×13円/枚≒1,782千円 ・コンブダンボール:3,100個×35円/個≒109千円 合計26,673千円 改め267.00千円 ④共販事業を行う宮城県内の漁業協同組合	R7.7	R8.3
15	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	特用林産施設等物価高騰対策事業	①物価高騰等により経営が圧迫されている県内きのこ生産者の救済支援に緊急的に取り組むもの。 ②物価高騰に伴う生産資材等のかかり増し経費に対する補助 ③かかり増し経費支援 ※国庫補助事業の有無により単価変動 a. 菌床しいたけ ・ 9千円/トン(国庫補助事業活用なし)×482.0トン ・ 4千円/トン(国庫補助事業活用あり)×411.0トン b. 菌床まいたけ ・13千円/トン(国庫補助事業活用なし)×31.0トン ・ 6千円/トン(国庫補助事業活用あり)×0トン c. 菌床なめこ ・ 7千円/トン(国庫補助事業活用なし)×889.0トン ・ 3千円/トン(国庫補助事業活用あり)×133.0トン d. 菌床えのきたけ等 ・ 3千円/トン(国庫補助事業活用なし)×1269.0トン ・ 1千円/トン(国庫補助事業活用あり)×0トン a～d計:16,900千円 ④県内きのこ生産者	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
16	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	県立学校給食食材価格高騰対策事業	①物価高騰の影響により給食食材費が高騰し、保護者負担が増加していることから、県立学校及び価格高騰分を補助・負担するもの。 ②補助金及び負担金 ③ a. 補助金分(給食を供給する県内学校計42校、22,900千円) ・県立中学校(2校) : 2,300千円 ・県立特別支援学校(25校) : 14,000千円 ・県立定時制高等学校(6校) : 1,300千円 ・県立の舎食実施校(9校) : 5,300千円 b. 負担金分(米飯掛かり増し分の負担金(宮城県農業協同組合中央会)) ・2,300千円(510俵分) ④県立学校の給食実施校保護者(学校給食費会計)及び県立学校の米飯給食実施校保護者(県教委負担分)	R7.4	R8.3